地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙６

水資源保全推進事業に係る交付対象事業等（実施要綱第３の６、第４の６、第６の５、第７の６）

第１　交付対象事業、交付対象経費

１　交付対象事業

交付対象事業は、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第９号）に基づき知事が指定した水資源保全地域内の土地を交付対象者が取得し、公有地化を図る事業とする。

２　交付対象経費

交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する土地（その土地の上にある立竹木を含む）を購入する経費とする。ただし、次の各号の経費については、交付対象経費としない。

(1) 事務費
(2) 調査費及び測量費
(3) その他局長が不適当と認める経費

第２　交付金の交付率、交付金の算定

１　交付金の交付率

(1) 購入する土地が森林（森林法第２条第１項に定める森林をいう。）の場合
　交付率：２分の１以内
(2) 購入する土地が森林以外の場合
　交付率：３分の１以内

２　交付金の算定

交付金の算定は、次の定めに基づき、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。

(1) 購入する土地が森林の場合は、地域活性化事業債を満度に充当したと見なして、交付対象経費から交付対象経費に係る当該事業債の額を控除した額の２分の１を乗じて得た額の範囲内とする。
(2) 購入する土地が森林以外の場合は、森林以外の土地の交付対象経費の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内とする。
(3) 購入する土地が森林と森林以外の両方を含む場合にあっては、(1)により算定した額と、(2)により算定した額を合算した額の範囲内とする。
(4) 購入する土地が複数地域とする場合は、(1)から(3)に基づき算定した額を合算した額の範囲内とする。
(5) (1)から(4)により算定した額が、交付金額の上限額を超える場合は、上限額を交付金額とし、下限額に満たない場合は、交付しないものとする。
(6) 交付対象事業に対する寄附金等がある場合は、交付対象経費から当該寄附金等の額を控除して交付金額を算定するものとする。

第３　事業計画に添付する関係書類

実施要綱第７の６に定める関係書類は、次のとおりとする。
水資源保全推進事業実施概要書（別紙第47号様式）